

# 神奈川県喀痰吸引等 登録研修機関の登録等の手続について

※令和元年度より3号研修の申請窓口が変更になりましたのでご注意ください。

## 登録研修機関の登録について

### 事業者等

- 登録申請
- 更新申請
- 変更届
- 業務規定変更届
- 休廃止届

① 登録申請・届出

② 登録番号の通知・公示

③ 変更等の申請

### 神奈川県

#### ■不特定多数の者対象

(1. 2号研修)

#### 高齢福祉課

福祉施設グループ

電話 045-210-1111

内線 4852

#### ■特定の者対象

(3号研修)

#### 障害サービス課

事業支援グループ

電話 045-210-1111

内線 4732

※登録にあたっては原則事前相談が必要です。

(提出先に電話連絡のうえ、来庁してください)

《提出先》

※申請内容によって提出先が異なります。

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部〇〇〇〇課△△グループ 宛

## **登録研修機関の各種手続について（新規申請・変更・更新・業務規程変更・休廃止）**

### **1 必要書類**

#### **【新規申請】**

- 新たに登録研修機関として研修を実施する場合、県に申請し登録を受ける必要が  
あります。

##### (1) 提出書類

- ・登録研修機関登録申請書（第10号様式）
- ・社会福祉士及び介護福祉士法附則第7条の規定に該当しない旨の誓約書（様式10-1）
- ・登録研修機関登録適合書類（様式10-2）
- ・法人の定款又は寄付行為（法人の場合）
- ・住民票（写）（個人の場合）
- ・登記事項証明書
- ・講師一覧表
- ・講師履歴書
- ・指導看護師等に係る看護師免許証等の写し
- ・事業開始年度の收支予算書
- ・研修実施委員会名簿
- ・実地研修の一部を委託する場合においては、当該研修機関に関する資料
- ・業務規程
  - 業務規程に定める事項については、別紙「登録研修機関としての留意点」を参照。

##### (2) 登録番号通知書を送付するための返信用封筒

\* A4サイズが折らずに入る角2封筒（120円切手を貼付） \* あて先を記入したもの

#### **【登録更新】**

- 登録研修機関は登録を受けてから5年以内に、更新の手続きをとる必要があります。  
5年以内に更新を受けなかった場合は、その期間の経過により効力を失います。

##### (1) 提出書類

- ・登録研修機関 登録更新申請書（第11号様式）
- ・添付書類として
  - 講師の一覧
  - 講師の氏名及び履歴
  - 研修に必要な施設、備品一覧、図書目録
  - 業務規程
  - 実地研修の一部を委託する場合においては、当該研修機関に関する資料

- (2) 登録更新届出書に受理印を押した写しを送付するための返信用封筒  
\* 定形長3号封筒 (84円切手を貼付) \* あて先を記入したもの

### 【変更登録】

- 変更登録が必要な事項は次のとおりです。
- ① 設置者に係る事項  
→ 代表者氏名  
→ 代表者の住所  
→ 事業所の名称  
→ 事業所の所在地  
→ 法人の寄付行為又は定款
- ② 登録研修機関の登録に係る事項  
→ 講師  
→ 講習カリキュラム  
→ 講習で使用する施設  
→ 実地研修実施施設・設備  
→ 実地研修実施施設責任者

- (1) 提出書類
- 登録研修機関 変更登録届出書 (第12号様式)
  - その他、変更内容が分かる書類
  - 変更講師変更の場合は、指導看護師等に係る看護師免許証などの写し等)
- (2) 変更登録届出書に受理印を押した写しを送付するための返信用封筒  
\* 定形長3号封筒 (84円切手を貼付) \* あて先を記入したもの

### 【業務規程の変更】

- 登録研修機関は、業務規程の内容を変更しようとするときは、事前に県に届け出る必要があります。

- (1) 提出書類
- 登録研修機関 業務規程変更届出書 (第13号様式)
  - 改定後の業務規程
- (2) 業務規程変更届出書に受理印を押した写しを送付するための返信用封筒  
\* 定形長3号封筒 (84円切手を貼付) \* あて先を記入したもの

## 【休廃止】

- 登録研修機関は、喀痰吸引等研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、その1ヶ月前までに県に届け出る必要があります。

### (1) 提出書類

- ・ 登録研修機関 休廃止届出書（第14号様式）
  - ・ 登録研修機関登録番号通知書（廃止する場合のみ提出すること）  
＊休止を届け出た後、休止期間が終了し再開する場合には、特に届け出る必要はありません。  
また、休止期間を延長する場合には、再度休止を届け出る必要があります。
- (2) 休廃止届出書に受理印を押した写しを送付するための返信用封筒  
＊ 定形長3号封筒（84円切手を貼付） ＊ あて先を記入したもの

## 2 提出先

〒231-8588 横浜市中区日本大通1  
神奈川県福祉子どもみらい局福祉部〇〇課 宛

### 問い合わせ先

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部  
高齢福祉課福祉施設グループ 電話045(210)1111 内線4852  
FAX 045(210)8874  
障害サービス課事業支援グループ 電話045(210)1111 内線4719  
FAX 045(201)2051

<別紙>

## 登録研修機関としての留意点

- ① 研修課程は、次の3つの類型があり、登録研修機関は、そのうち一つだけを行うこともできる。

研修課程	医療的ケアの対象者	認定する特定行為
第1号研修	不特定の者対象	口腔内、鼻腔内及び気管カニューレ内部の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養
		上記のうち、実地研修を修了した行為（1～4行為）
第3号研修	特定の者対象	上記のうち、特定の者に対する必要な行為

※ 研修の内容については、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第126号）」別表第1、別表第2、別表第3による。

- ② 咳痰吸引等研修の業務に関する規程「業務規程」を定め、咳痰吸引等研修の業務の開始前に県へ届けなければならない。

- ③ 業務規程に定める事項

(必須項目)

研修の受付方法・実施場所・実施時期・実施体制その他の実施方法に関する事項、安全管理体制、料金（受講料）、業務上知り得た秘密の保持、帳簿及び書類の保存に関する事項、開催目的、研修事業の名称、実施する研修課程、研修講師氏名一覧、実地研修実地先一覧（施設等であって事前登録が可能な場合に限る）、研修修了の認定方法、受講資格、研修実施委員会名簿

(その他掲載項目)

使用する研修テキスト、補講の取扱い、遅刻・欠席等の取扱い、受講中の事故等についての対応、賠償保険加入の有無、受講の取消し、解約条件及び返金の有無、研修責任者氏名・所属・役職、研修受講に関する苦情対応・連絡先など

\* ただし、業務規程外に別途作成する場合はその限りではない。

- ④ 講師については、以下の指導者向け研修を修了した者が、研修課程に応じて講師を行うことが望ましい。

### 【不特定多数の者対象の研修】

- 平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業（不特定多数の者対象）」における指導者講習（平成22年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」）を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師
- 平成23年度に「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（指導者講習）の開催について」（平成23年8月24日老発0824第1号老健局長通知）による指導者講習を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師 及び上記指導者講習と同等の内容の講習として県が実施した講習等を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師
- 「実務者研修教員講習会及び医療的ケア教員講習会の実施について」（平成23年10月28日社援発1028第3号厚生労働省社会・援護局長通知）に定める医療的ケア教員講習会を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師

### 【特定の者対象の研修】

- 「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための指導者養成事業（特定の者対象）について」（平成23年9月14日障発0914第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に定める指導者養成事業を修了した医師、保健師、助産師及び看護師並びにこれに担当する知識及び技能を有すると認められる医師、保健師、助産師及び看護師

#### ⑤ 研修の一部履修免除

喀痰吸引等研修以外の喀痰吸引等に関する研修等の受講履歴その他受講者の有する知識及び経験を勘案した結果、相当の水準に達していると認められる場合には、当該喀痰吸引等研修の一部を履修したものとして取り扱うこととし、履修の範囲は次のとおりとする。

### 【不特定多数の者対象の研修】

受 講 履 歴	履修の範囲
社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号から第3号まで若しくは第5号の規定に基づく養成施設若しくは学校又は同項第4号の規定に基づく高等学校若しくは中等教育学校において医療的ケア（実地研修を除く）の科目を履修した者	基本研修
社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号から第3号まで若しくは第5号の規定に基づく養成施設若しくは学校又は同項第4号の規定に基づく高等学校若しくは中等教育学校において医療的ケア（実地研修を含む）の科目を履修した者	基本研修及び実地研修
特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて（H220401 医政発第0401第17号）に基づくたんの吸引等を適切に行うために必要な知識及び技術に関する研修を修了した者	基本研修の演習のうち「口腔内の喀痰吸引」及び実地研修のうち「口腔内の喀痰吸引
平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業（不特定多数の者対象）」の研修修了者	基本研修（講義）、基本研修（演習）及び実地研修（左記研修において修了した行為に限る。）
平成23年度に介護職員によるたんの吸引等の実施のための研修事業の実施について」（平成23年10月6日老発1006第1号厚生労働省老健局長通知）に基づく研修修了者	基本研修（講義）（筆記試験に合格した者に限る）、基本研修（演習）及び実地研修（左記研修において修了した行為に限る。）

### 【特定の者対象の研修】

受 講 履 歴	履修の範囲
平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業（特定の者対象）」の研修修了者	基本研修

平成23年度に介護職員によるたんの吸引等の実施のための研修事業（特定の者対象）の実施について」（平成23年11月11日障発1111第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）	基本研修
重度訪問介護従業者養成研修統合課程（平成18年厚生労働省告示第538号別表第三）の研修修了者	基本研修
A L S 患者の在宅療養の支援について（H150717 医政発第0717001号）に基づくたんの吸引の実施者	基本研修の「喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義」及び「緊急時の対応及び危険防止に関する講義」のうちの喀痰吸引に関する部分並びに「喀痰吸引等に関する演習」のうちの通知に基づき実施している行為に関する部分
在宅におけるA L S 以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いについて（H170324 医政発第0324006号）に基づくたんの吸引の実施者	基本研修の「喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義」及び「緊急時の対応及び危険防止に関する講義」のうちの喀痰吸引に関する部分並びに「喀痰吸引等に関する演習」のうちの通知に基づき実施している行為に関する部分
盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて（H161020 医政発第1020008号）に基づくたんの吸引の実施者	基本研修（気管カニューレ内部の喀痰吸引に関する部分を除く。）

#### ⑥ 研修登録機関が備えおくべき備品等一覧

品 名	数量	備 考
吸引装置一式	適当数	
経管栄養用具一式	適当数	
処置台又はワゴン	適当数	代替機能を有する床頭台等でも可
吸引訓練モデル	適当数	
経管栄養訓練モデル	適当数	
心肺蘇生訓練用器材一式	適当数	
人体解剖模型	1	全身模型とし、分解数は問わない。 (第3号研修のみを実施する登録研修機関は除く。)

#### ⑦ 研修段階毎の修得審査

- 不特定多数の者を対象とした研修については、「講義修了段階」「演習終了段階」「実地研修の修了段階」の三段階とし、講義については筆記試験の実施により知識の定着を確認し、演習及び実地指導については、評価の実施により技能の修得の確認を行う。
- 特定の者を対象とした研修については、「基本研修（講義及び演習）の修了段階」「実地研修の修了段階」の二段階とし、講義については筆記試験の実施により知識の定着を確認し、演習及び実地指導については、評価の実施により技能の修得の確認を行う。

⑧ 実地研修先の実施先

実地研修は登録喀痰吸引等事業者となる事業所、施設等で行うことが望ましく、医療機関において実地研修を実施する場合でも、対象者の状態が比較的安定している介護療養病床や重症心身障害児施設等において研修を行うことが適当である。

⑨ 研修修了証明書の交付

登録研修機関の長名により、研修修了者に対し修了証明の交付を行うものとすること。

⑩ 研修修了者の帳簿管理及び県への報告

研修修了状況を管理するとともに、基本研修のうち講義、演習の各段階における修了状況についても、研修修了者一覧表等において管理すること。

また、喀痰吸引等研修 研修修了者管理簿（県別紙様式1） 及び喀痰吸引等研修実施結果報告書（県別紙様式2）を年2回（3月及び9月）、県へ提出すること。

⑪ 経理

- ・ 喀痰吸引等研修の経理が他と区分して整理されていること。
- ・ 会計帳簿、決算書類等収支状況を明らかにする書類が整備されていること。
- ・ 料金については、適当な額とすること。
- ・ 料金の収納方法についても受講者へ配慮した取扱いとともに、不当な金額を徴収しないこと。